

浜松市

固定資産税・都市計画税(土地・家屋・償却資産)納税通知書

賦課年度	
通知書番号	

あなたの固定資産税・都市計画税は次のとおりです。

年 月 日

浜松市長

印

金融機関名	
支店名	
口座種別	
口座番号	
口座名義人	
振替方法	

○ お問い合わせ

納付場所

区分	固定資産税(円)	都市計画税(円)
課税標準額 土地	A	K
家屋	B	L
償却資産	C	
合計	D=A+B+C	M=K+L
税率	E	N
軽減・減免前税額	F=D×E	O=M×N
共用土地税額	G	P
軽減税額	H	Q
減免税額	I	R
年税額	J=F+G-H-I	S=O+P-Q-R
合計年税額	J+S	

期 別	納 期 限	納 付 額(円)
第1期		
第2期		
第3期		
第4期		
随時期1		
随時期2		

区分所有家屋を所有されている場合、家屋の課税標準額の欄(B及びL)には、区分所有家屋の専有部分ごとの課税標準相当額に持ち分相当の共用部分の課税標準相当額を加えた課税標準相当額を表示しています。

教示文等記載欄(不服申立て等)
賦課の根拠、不服申立て等については裏面をご確認ください。

備考	
----	--

《賦課の根拠その他》

1. 賦課の根拠 この税金は、地方税法及び浜松市税条例の規定によって、1月1日現在浜松市内に所在する固定資産の所有者として固定資産課税台帳に登録されている方の固定資産に対して課されたものです。
2. 軽減税額等 新築家屋等の固定資産税に対する軽減税額です。
3. 納期 納期は4回に分かれています。各納期限までに納付してください。
4. 審査請求 この通知による処分のうち、固定資産の価格以外の内容に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として(代表者は浜松市長)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、
 - ②処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
 - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。なお、上記の期間が経過する前であっても、審査請求にあってはこの処分があった日の翌日から起算して1年、処分の取消しの訴えにあっては審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
5. 審査申出 納税者は、固定資産の価格について不服がある場合は、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3か月を越える日までの間において、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。取消しの訴えは、当該審査申出に対する決定のみに対して、決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告(代表は固定資産評価審査委員会)として提起することができます。
6. 延滞金 納期限までに税金が完納されないときは、次の割合により計算した延滞金額が加算されます。
 - (1)納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間 … 年7.3%
 - (2)納期限の翌日から1か月を経過した日以後の期間 … 年14.6%ただし、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合)に年1%の割合を加算した割合をいう。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、(1)の割合はその年における延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(7.3%の割合が上限)、(2)の割合はその年の延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合で計算します。
7. 審査申出の期間の特例 令和3年度分の課税について、土地の税負担を上昇させない特例措置の適用対象となっている土地の令和3年度の価格に限り、令和3年度分の納税通知書の交付を受けた日後15か月を超える日までの間において、固定資産評価審査委員会に対して、審査の申出をすることができます。